

第4次泉大津市男女共同参画推進計画
～にんじんプラン～
【骨子案】

令和7年9月
泉大津市

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1.	男女共同参画社会とは.....	1
2.	泉大津市の取組.....	2
3.	計画の位置づけ.....	3
4.	計画期間.....	4
5.	計画策定の体制.....	4
第2章	男女共同参画の現状と課題	5
1.	男女共同参画にかかわる社会の変化.....	5
2.	男女共同参画にかかわる本市の現状と課題.....	10
3.	第3次計画における本市の取組と課題.....	19
4.	第3次計画における目標値の達成状況.....	20
第3章	計画の基本的な考え方	21
1.	計画の基本理念とめざす姿.....	21
2.	計画の施策体系.....	22
3.	計画の重点項目の設定.....	23
第4章	施策の内容	23
第5章	計画の推進	25
1.	計画の推進体制.....	25
2.	計画の進行管理.....	25
資料編	26

第1章

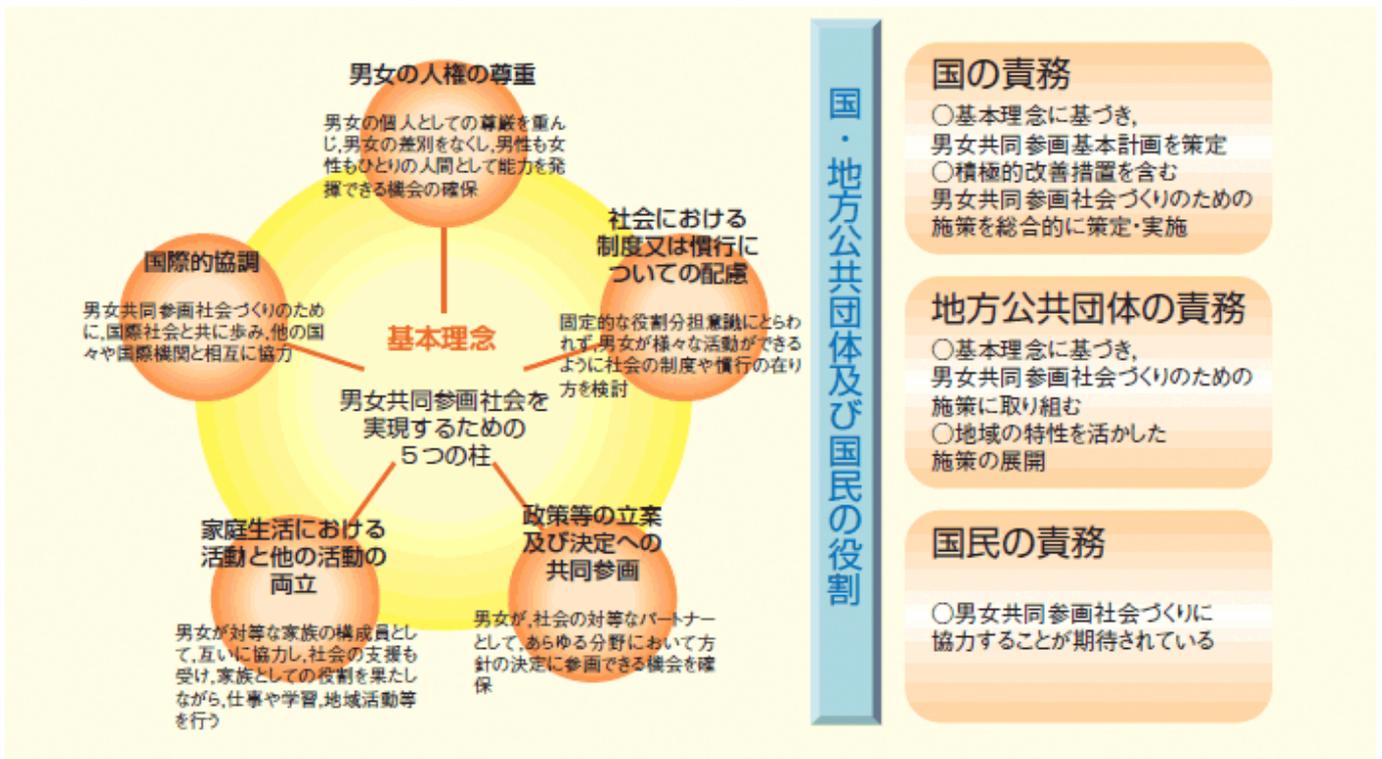
計画の策定にあたって

1. 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を指します。（男女共同参画社会基本法¹第2条）

本計画は、本市が男女共同参画²にかかわる施策を総合的、体系的に取り組むために策定するものです。

男女共同参画社会基本法の概要



内閣府男女共同参画局ホームページより

¹ 男女共同参画社会基本法：1999（平成11）年施行。男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、男女共同参画社会の形成についての基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の果たすべき役割、基本計画を規定しています。

² 男女共同参画：歴史的・社会的・文化的・経済的にみて、社会構造的に男女が不平等な状態におかれていることを念頭において、めざす姿を表す言葉として用いています。
国は、社会のあらゆる分野に男女が平等に共同して参画することが不可欠であるという認識の下に「男女共同参画」を使用しています。

2. 泉大津市の取組

本市においては、1995（平成7）年の「泉大津市女性行動計画（にんじんプラン）」策定以来、2006（平成18）年には「第2次泉大津市男女共同参画推進計画（にんじんプラン）」を策定し、男女共同参画に関する各種施策を推進してきました。第2次計画期間中に、目標としていた市が設置する審議会等委員の女性の参画率30%を達成するなど、男女共同参画に関する各種の施策を推進してきました。

2008（平成20）年には「泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例」を施行し、すべての市民が支え合い、社会のあらゆる分野で参画できる男女共同参画社会の実現をめざす市の方針を示し、市、市民、事業者、教育関係者等の責務を明らかにしています。

2016（平成28）年に策定した「第3次泉大津市男女共同参画推進計画（にんじんプラン）」では「女性活躍推進法」及び「DV防止法」に基づく基本的な計画を包含しています。第3次計画では、多様な性の理解促進、男性の家事・育児参画、配偶者暴力や性暴力被害者への支援強化、災害対策における男女共同参画の視点導入など、社会情勢やニーズの変化に対応した取組を進めてきました。

また、市民に対して男女共同参画に関するさまざまな事業を展開するため、2006（平成18）年には「いずみおおつ男女共同参画交流サロン（にんじんサロン）」を開設しました。にんじんサロンは、「学び」「情報」「交流」の機能を持つ男女共同参画の拠点施設として、セミナーや講座等の学習機会の提供、男女共同参画に関する活動を行う自主グループの支援、地域イベントの実施など、多様な事業を展開し、市民が主体的に男女共同参画のまちづくりに関わる場として活用されています。

このたび、第3次計画の計画期間が終了することから、社会経済情勢の変化及び国の法改正に対応するために、「第4次泉大津市男女共同参画推進計画（にんじんプラン）」を策定しました。

なお、本計画の上位計画でもある「第5次泉大津市総合計画」では、目標達成に向けた取組とSDGs³の目標を関連づけて、国際社会の取組への連動性を示しています。本計画は、SDGsにおける17のゴールのうち「ジェンダー⁴平等⁵の実現」に寄与するものです。



³ SDGs：2015（平成27）年に国連加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた目標のことです。SDGsでは、「ジェンダー平等の実現」が17の目標の一つであると同時に、すべての目標達成の根幹に位置づけられ、すべての目標において横断的に実現されるべきことに十分留意することが指針に示されています。

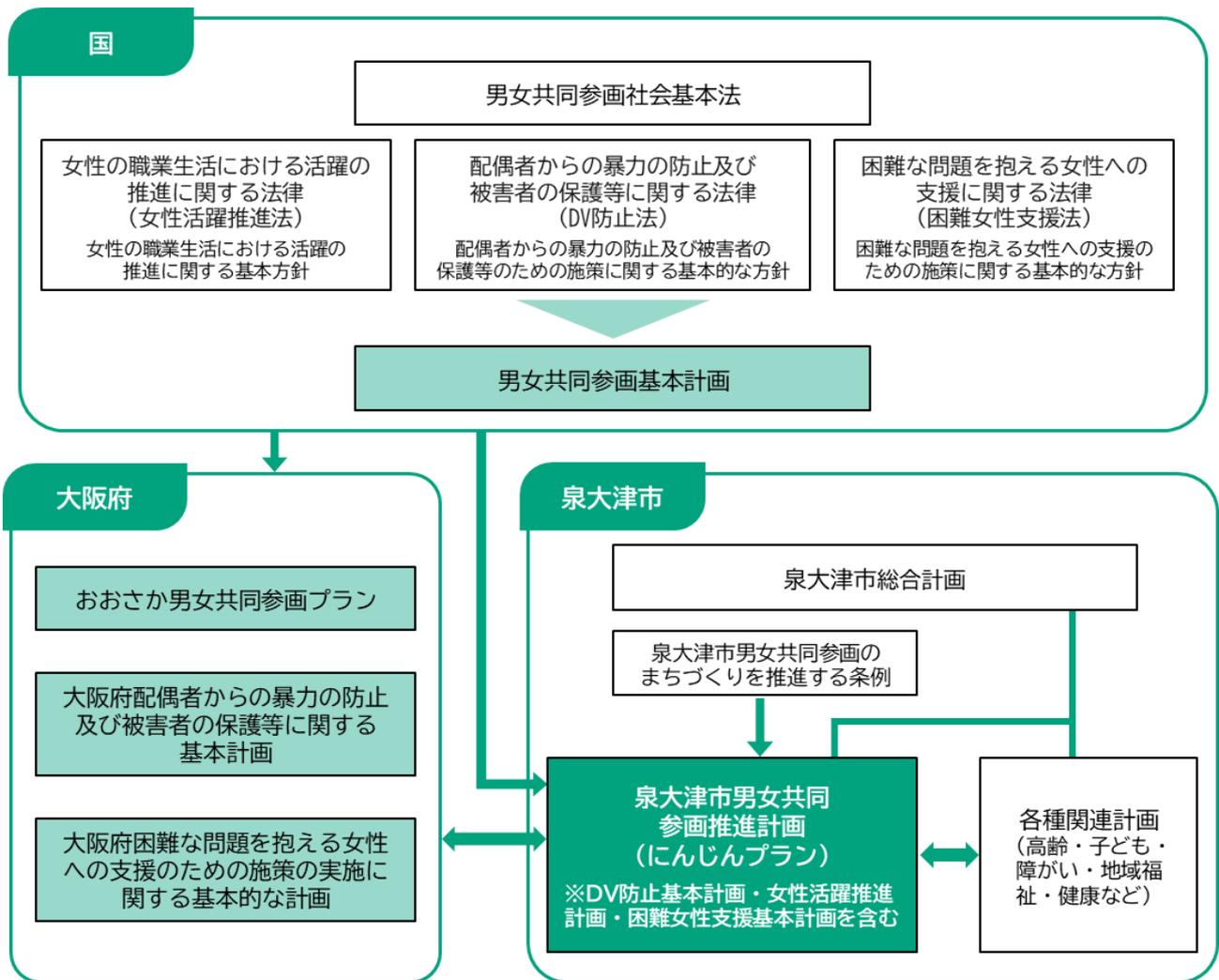
⁴ ジェンダー：社会的・文化的に形成された性別をさします。

⁵ ジェンダー平等：性別に関わらず、すべての人が個人として尊重され、社会のあらゆる分野で公平な扱いを受け、自身の能力を最大限に発揮できる機会を得られる状態で、権利と責任を分かち合うことを意味しています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例」に基づく、本市における男女共同参画社会形成の促進に関する基本的な計画です。また、女性活躍推進法、DV防止法、困難女性支援法に基づく市町村計画を含み、国や大阪府の関連計画を踏まえて策定します。

さらに、「第5次泉大津市総合計画」を上位計画と位置づけ、その考え方に沿って策定するとともに、その他各種関連計画との整合性を図ります。



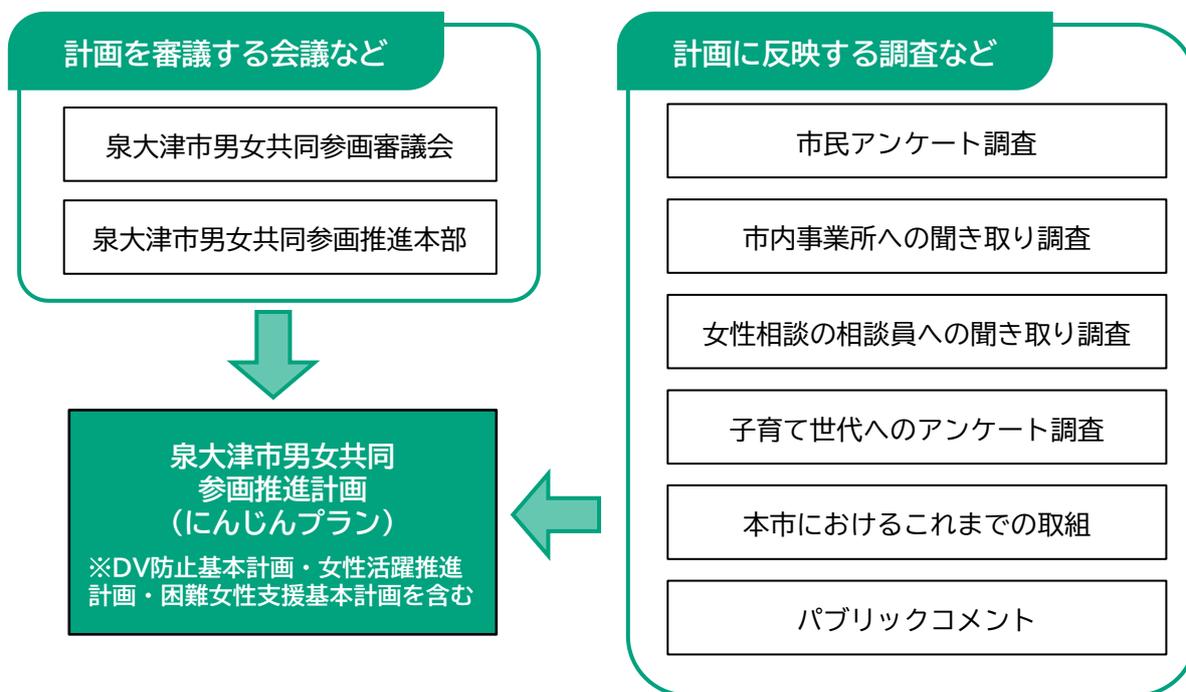
4. 計画期間

本計画の期間は、令和8年度を初年度として、令和17年度までの10年間とします。
ただし、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画策定の体制

本計画は、「泉大津市男女共同参画審議会」において審議を行うとともに、「泉大津市男女共同参画推進本部」でも検討を行いました。

また、市民アンケート調査のほかに、市内事業所、女性相談の相談員、子育て世代への調査を実施しました。さらに、広く市民の意見を聞くため、パブリックコメントを実施しました。



第2章

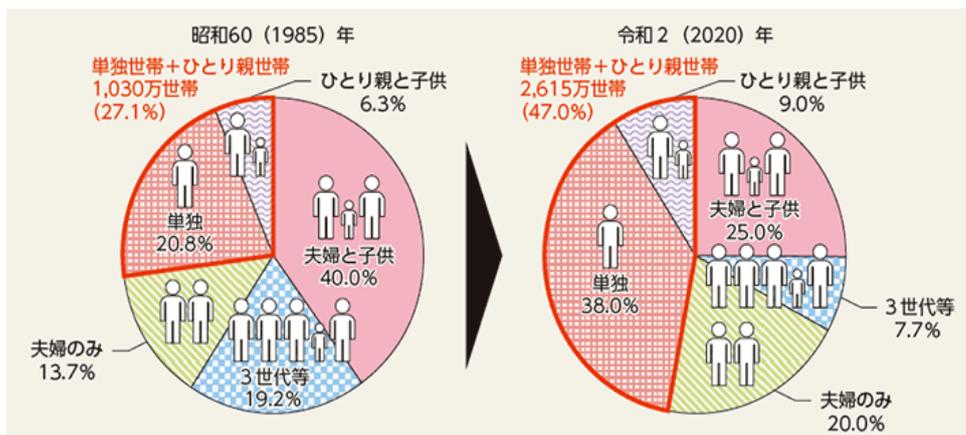
男女共同参画の現状と課題

1. 男女共同参画にかかわる社会の変化

(1) 家族の変化

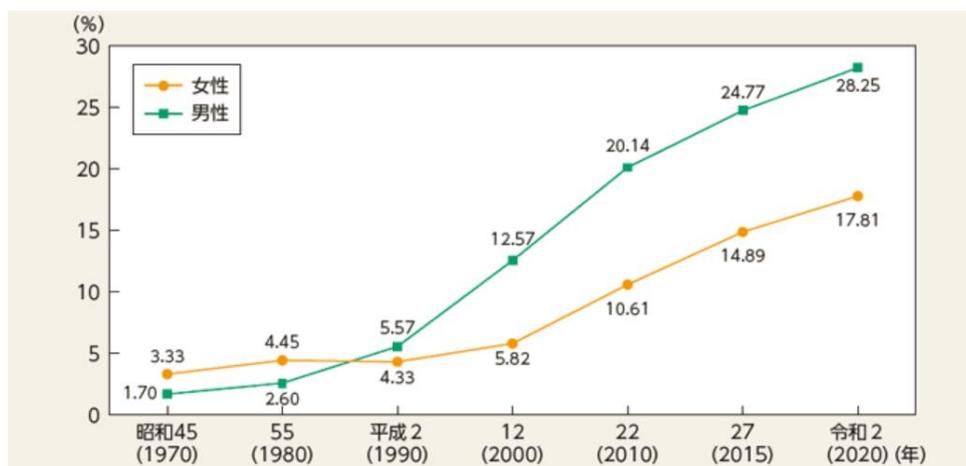
- 少子高齢化や結婚観の変化等を背景に、この30年余りで「夫婦と子供」の世帯と単身世帯の割合が逆転しています。
- 男女とも50歳時の未婚率が大幅に上昇しています。
- ➡ こうした変化に対応するために、育児や介護の支援体制のほか税制、社会保障制度等にわたる検討が進められています。

【家族のメンバー構成の変化（全国）】



資料：内閣府「男女共同参画白書 令和6年版」より転載

【50歳時の未婚率（全国）】

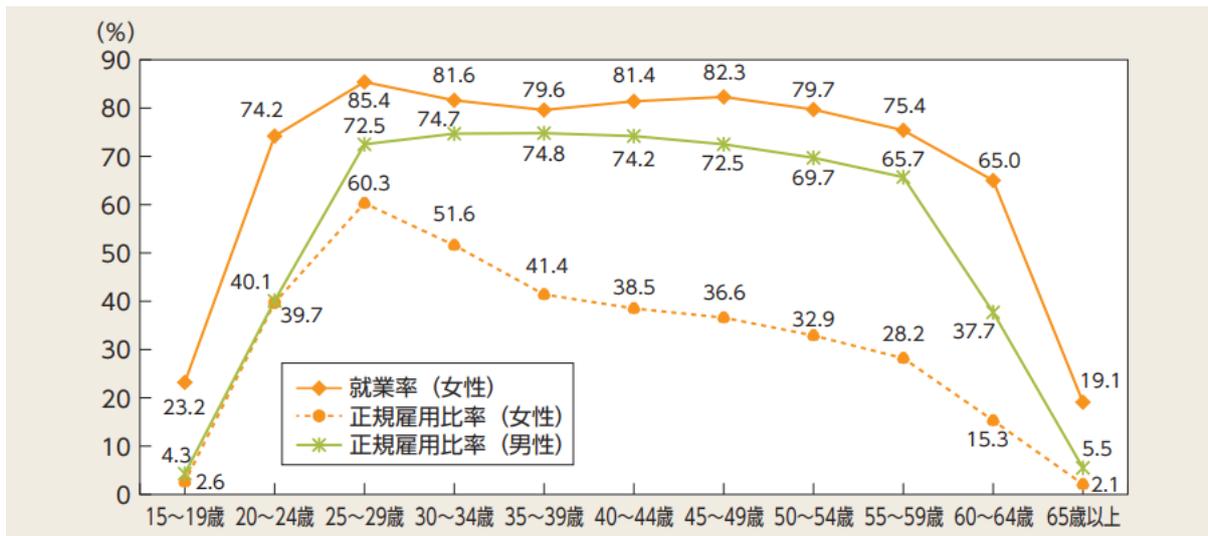


資料：内閣府「男女共同参画白書 令和4年版」より転載

(2) 女性と仕事

- 女性の就業率は、20歳代後半から50歳代まで8割前後で推移しています。しかし、正規雇用比率は20歳代後半をピークに低下して、男性の正規雇用率とは大きな差が見られます。
- 女性が非正規で働く背景には、固定的な役割分担意識による家事・育児負担の女性への偏り、両立が難しい職場環境などの影響が考えられます。
- ➡長時間労働の是正や多様な働き方の導入、家庭における役割の平等な分担など誰もがワーク・ライフ・バランスを実現できる社会環境が求められます。

【女性の年齢階級別就業率と正規雇用比率（2024（令和6）年）（全国）】



資料：内閣府「男女共同参画白書 令和7年版」より転載

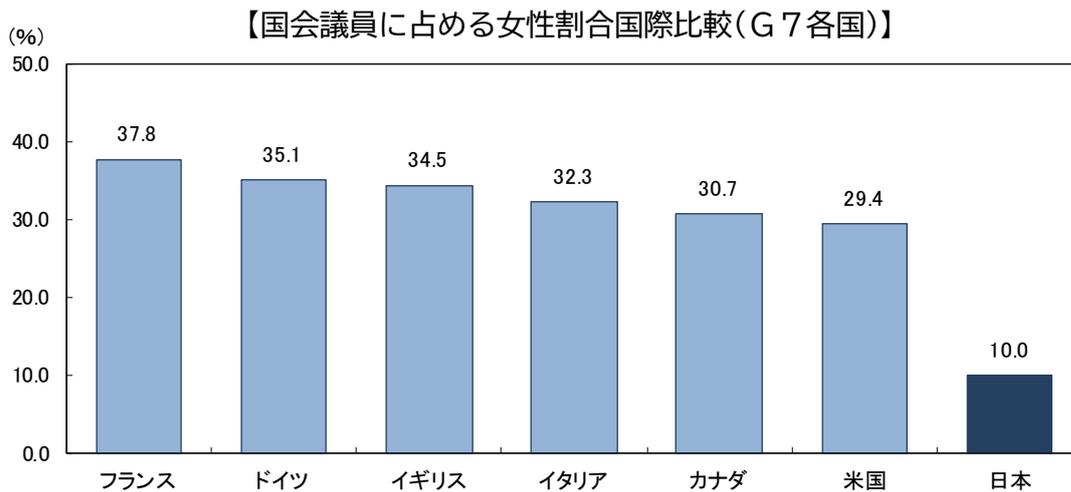
【妻の就業状態別 夫と妻の仕事時間と家事関連時間（全国）】

夫婦と子供の世帯	就業状態	時間			
		睡眠・食事等	仕事・通勤等	家事・育児・介護等	自由時間 (3次活動時間)
共働き世帯	妻	10時間28分	4時間49分	4時間18分	4時間25分
	夫	10時間28分	7時間45分	53分	4時間55分
夫が有業で妻が無業の世帯	妻	10時間48分	5分	6時間39分	6時間29分
	夫	10時間40分	7時間02分	54分	5時間24分

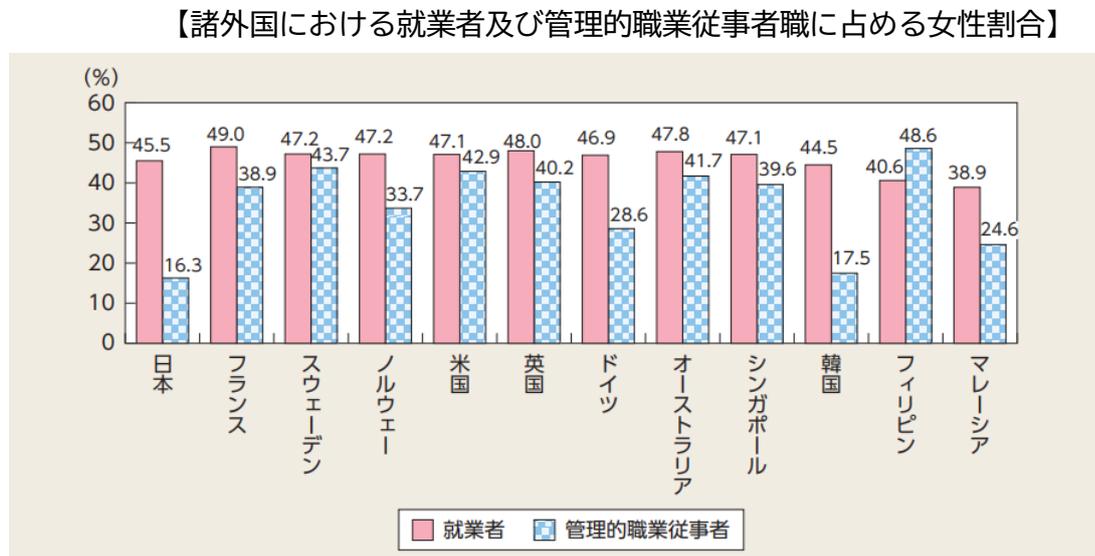
資料：総務省「社会生活基本調査」(令和3年)

(3) ジェンダー・ギャップの状況

- 世界経済フォーラムによるジェンダー・ギャップ指数⁶では、日本は経済と政治分野が極めて低く、118位/148か国（2025年6月12日発表）という状況です。
- 国連開発計画によるジェンダー不平等指数⁷は、男女間にある不平等の大きさを示す国際的な指標です。日本は22位/172か国（2025年5月6日発表）となっています。2つの指数で順位の差が大きいのは、意思決定における女性参画の項目の違いが影響しています。
- ➡ポジティブ・アクション⁸も含め、女性の人材登用・育成が必要とされています。



注) 数字は下院（日本は衆議院）議員に占める女性の割合 資料：IPU（列国議会同盟）「Women in politics:2023」



資料：内閣府「男女共同参画白書 令和7年版」

⁶ ジェンダー・ギャップ指数各分野の項目：経済（労働参加率、同一労働の賃金、推定勤労所得、管理的職業従事者、専門・技術者）、教育（識字率、初等教育就学率、中等教育就学率、高等教育就学率）、健康（出生児性比、健康寿命）、政治（国会議員、閣僚、行政府の長の在任年数）

⁷ ジェンダー不平等指数各分野の項目：リプロダクティブ・ヘルス（妊産婦死亡率、若年（15歳～19歳）女性1,000人あたりの出産数）、エンパワーメント（国会議員、中等教育以上の就学率）、労働市場（労働力率）

⁸ ポジティブ・アクション：社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供するなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことです。

(4) ジェンダーにもとづく暴力

- 配偶者等からの暴力（DV）やデートDV⁹、ストーカー行為、性犯罪、性暴力は被害者の圧倒的多数が女性ですが、男性が被害に遭うこともあります。
- 近年、急速に被害が拡大しているのが、リベンジポルノ（私事性的画像被害）¹⁰や盗撮被害、ディープフェイクポルノ¹¹などのデジタル性暴力です。SNSに起因する被害は低年齢化しており、小学生の被害が急増しています。
- ➡誰もが被害者にも加害者にもならないように、暴力を許さない社会意識の醸成や教育、被害者が声を上げやすい環境や被害者支援の体制が必要です。

【警察における刑法犯認知件数・相談件数の推移（被害者の状況・全国）】

		2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
不同意性交等	認知件数	1,405	1,332	1,388	1,655	2,711	3,936
	うち女性	1,355	1,260	1,330	1,591	2,611	3,780
	女性割合	96.4	94.6	95.8	96.1	96.3	96.0
不同意わいせつ	認知件数	4,900	4,154	4,283	4,708	6,096	6,992
	うち女性	4,761	3,995	4,111	4,503	5,840	6,629
	女性割合	97.2	96.2	96.0	95.6	95.8	94.8
公然わいせつ	認知件数	746	701	712	624	749	729
	うち女性	647	613	613	541	655	641
	女性割合	86.7	87.4	86.1	86.7	87.4	87.9
略取誘拐・人身売買	認知件数	293	337	389	390	526	588
	うち女性	245	276	322	322	411	461
	女性割合	83.6	81.9	82.8	82.6	78.1	78.4
配偶者からの暴力	相談件数	82,207	82,643	83,042	84,496	88,619	94,937
	うち女性	64,392	63,165	62,147	61,782	63,935	66,723
	女性割合	78.3	76.4	74.8	73.1	72.1	70.3
ストーカー	相談件数	20,912	20,189	19,728	19,131	19,843	19,567
	うち女性	18,403	17,689	17,286	16,724	17,261	16,904
	女性割合	88.0	87.6	87.6	87.4	87.0	86.4
リベンジポルノ (私事性的画像被害)	相談件数	1,479	1,569	1,627	1,728	1,812	2,126
	うち女性	1,382	1,427	1,432	1,494	1,527	1,645
	女性割合	93.4	90.9	88.0	86.5	84.3	77.4

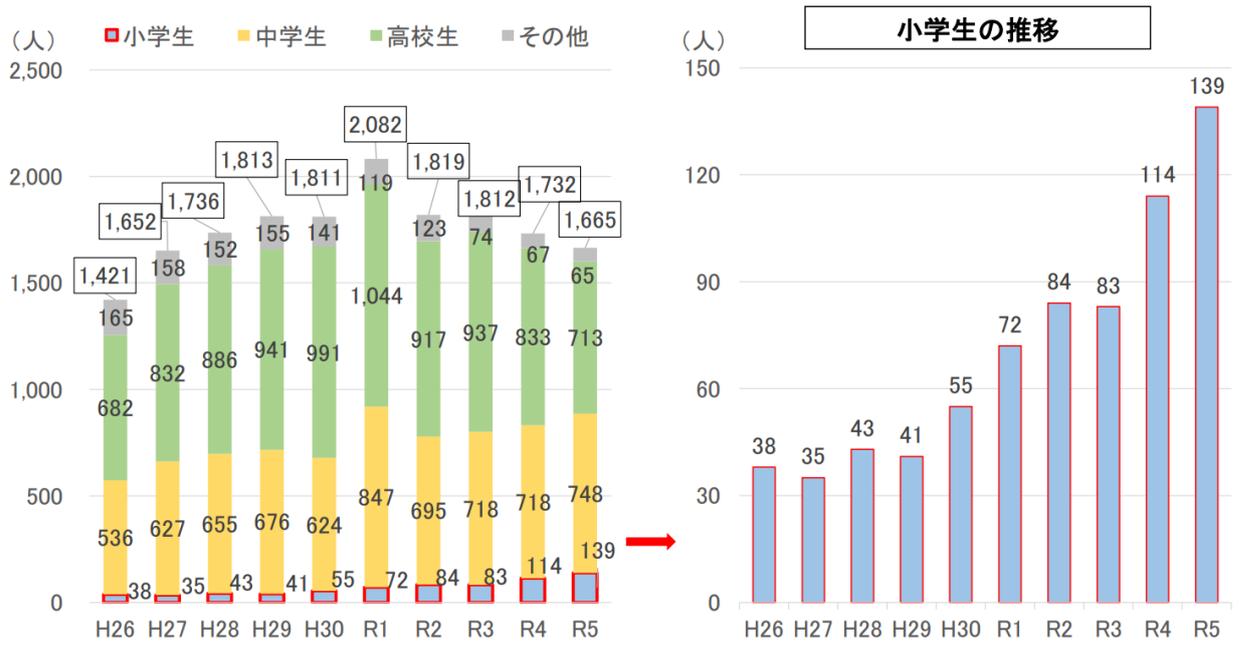
資料：警察庁「令和6年の刑法犯に関する統計資料」「令和6年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

⁹ デートDV:恋人間の暴力のことをいいます。

¹⁰ リベンジポルノ(私事性的画像被害):元配偶者や元交際相手などが、相手から拒否されたことの仕返しに、相手の私的な性的画像を無断でネットの掲示板などに公開する行為のことです。

¹¹ ディープフェイクポルノ:AI技術を使って特定の人物の顔を別の動画や画像に合成して、性的におとしめる被害のことを指します。

【SNSに起因する子どもの性被害】



※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたものをいう。
 ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯をいう。
 ※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加)
 ※ 刑法の一部が改正(令和5年7月13日施行)され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。

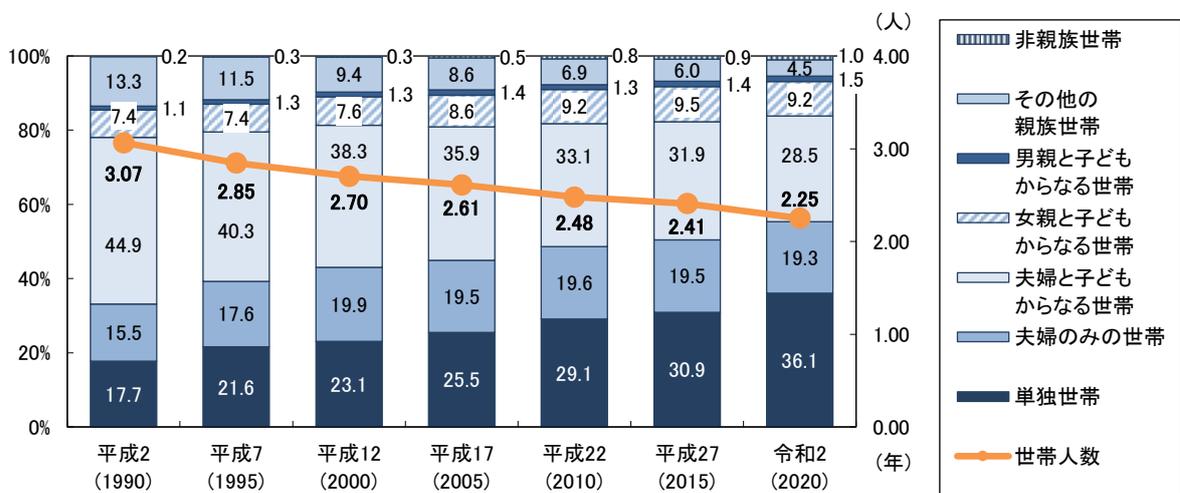
資料：警察庁「子供の性被害」

2. 男女共同参画にかかわる本市の現状と課題

(1) 世帯の状況

- 世帯構成の動向は、全国や大阪府と同様に夫婦と子どもからなる世帯の割合が大幅に減少する一方で単独世帯の割合が増加しています。
- 高齢者の単独世帯も年々増加しており、そのうち3分の2以上を女性が占めています。
- ➡非正規雇用で単身者の場合、生活困窮に陥りやすく、高齢単身女性の場合は相対的貧困率が高く、健康上の不安や社会的孤立の問題など、困難な状況におかれがちです。

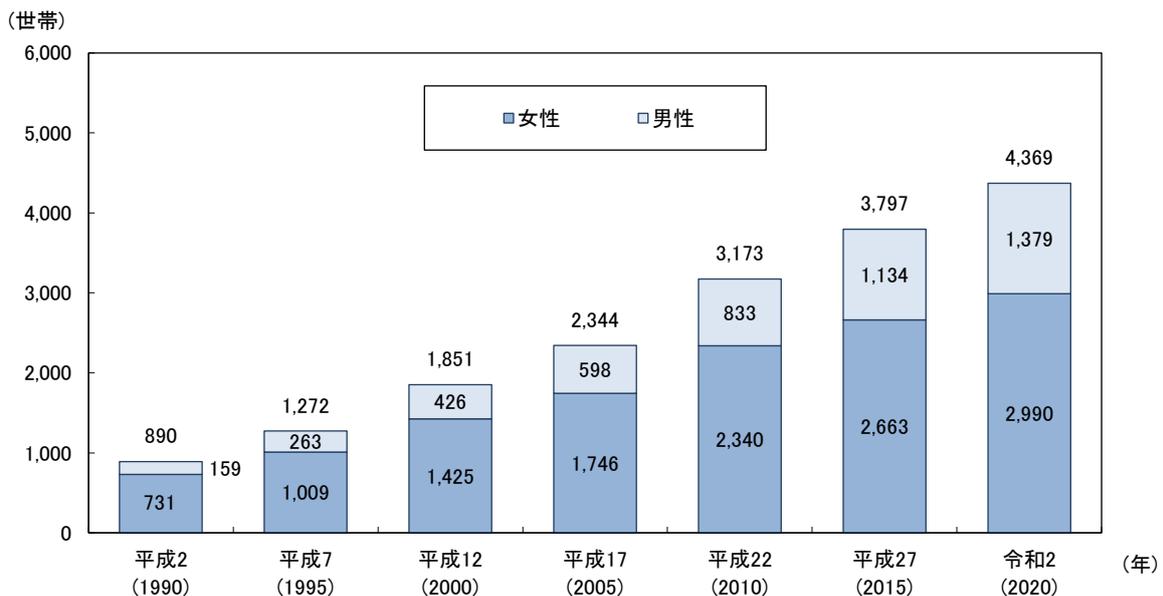
【世帯の種類ごとの割合と一世帯あたりの人数の推移（泉大津市）】



注) 世帯類型別割合は、総数から世帯類型「不詳」を除いた世帯数を分母として算出している

資料：総務省「国勢調査」

【性別にみた65歳以上の単独世帯数の推移（泉大津市）】



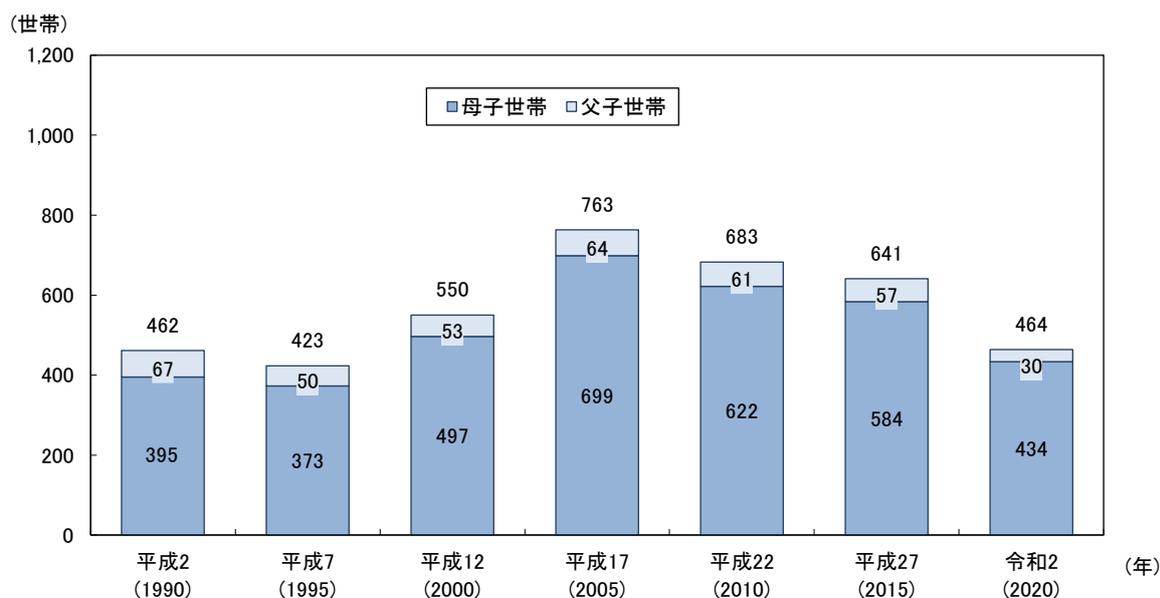
資料：総務省「国勢調査」

(2) ひとり親世帯の状況

●ひとり親世帯の推移をみると、2005（平成17）年をピークに減少傾向にあり、2020（令和2）年には464世帯となっています。また、一貫して母子世帯が多数を占めています。

➡母子世帯は父子世帯と比べて、経済的に厳しい世帯が多い一方で、父子世帯は家事・育児での困難や相談できる相手が少ないといった課題を抱える傾向です。

【ひとり親世帯の推移（泉大津市）】

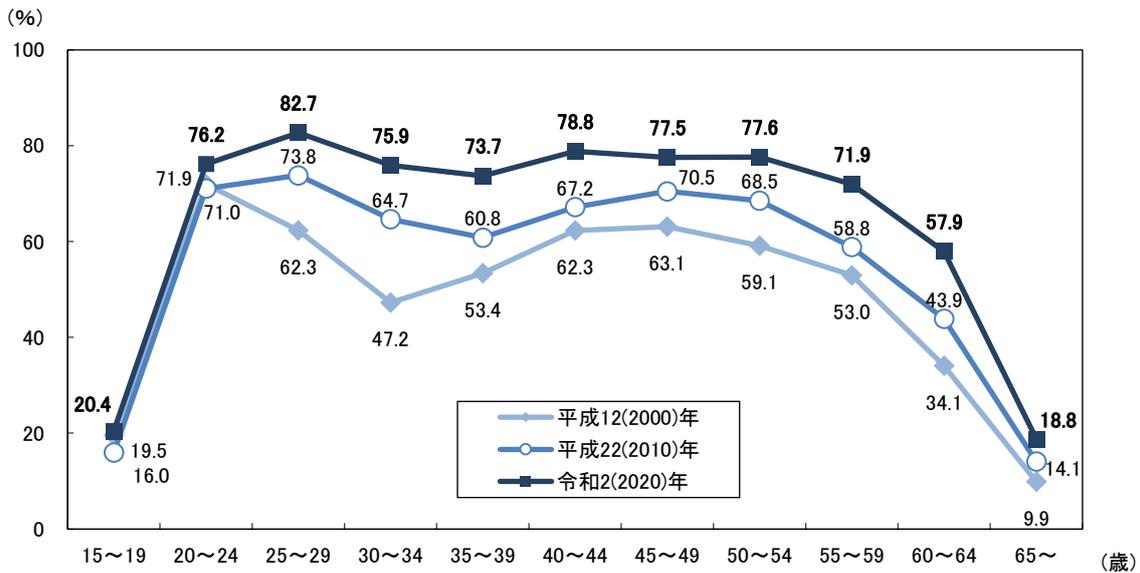


資料：総務省「国勢調査」

(3) 女性の就業状況

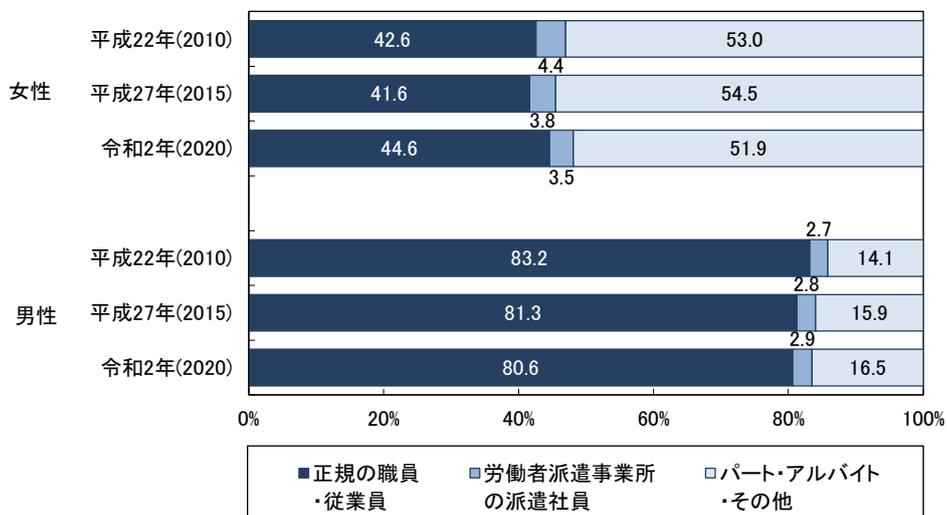
- 全国の傾向と同様に、本市においても共働き世帯は年々増加しています。また、女性の年齢階級別労働力率をみても、この20年間で、すべての年代で労働力率が上昇しており、なかでも30歳代前半は大幅に上昇しています。
- ただし、女性は男性に比べてパート・アルバイト就労の割合が依然として高い状況にあります。
- ➡ 正社員を希望する女性が、希望をかなえられるような職場環境や家庭内での平等な役割分担が必要です。

【女性の年齢階級別労働力の変化（泉大津市）】



資料：総務省「国勢調査」

【雇用形態別構成割合の推移（性別・泉大津市）】

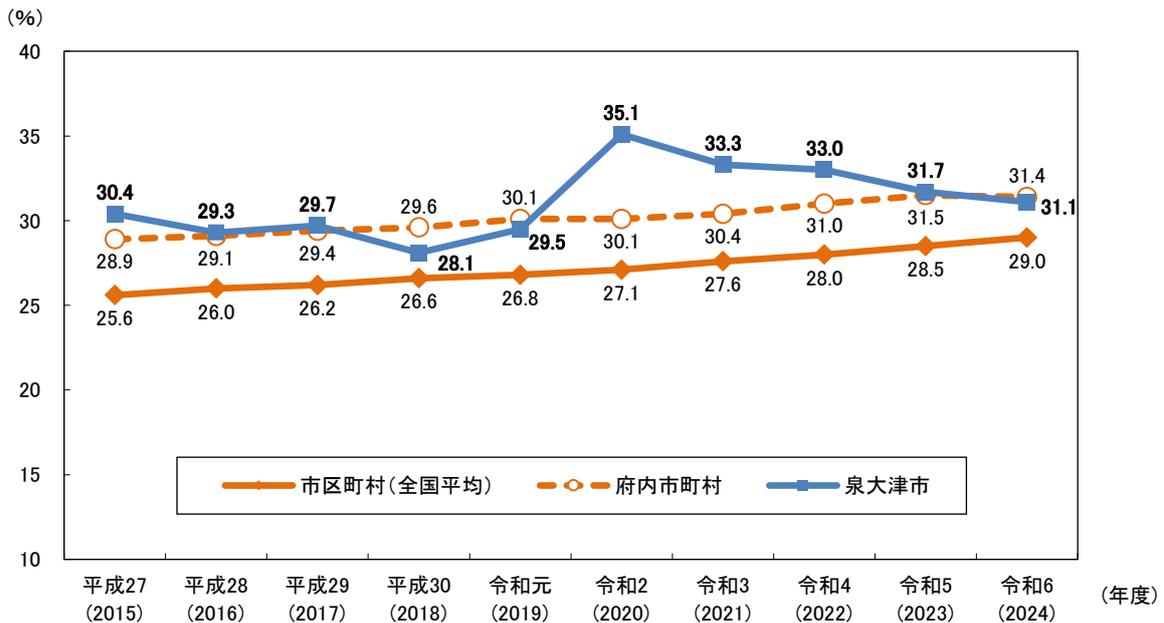


資料：総務省「国勢調査」

(4) 方針決定過程への女性参画

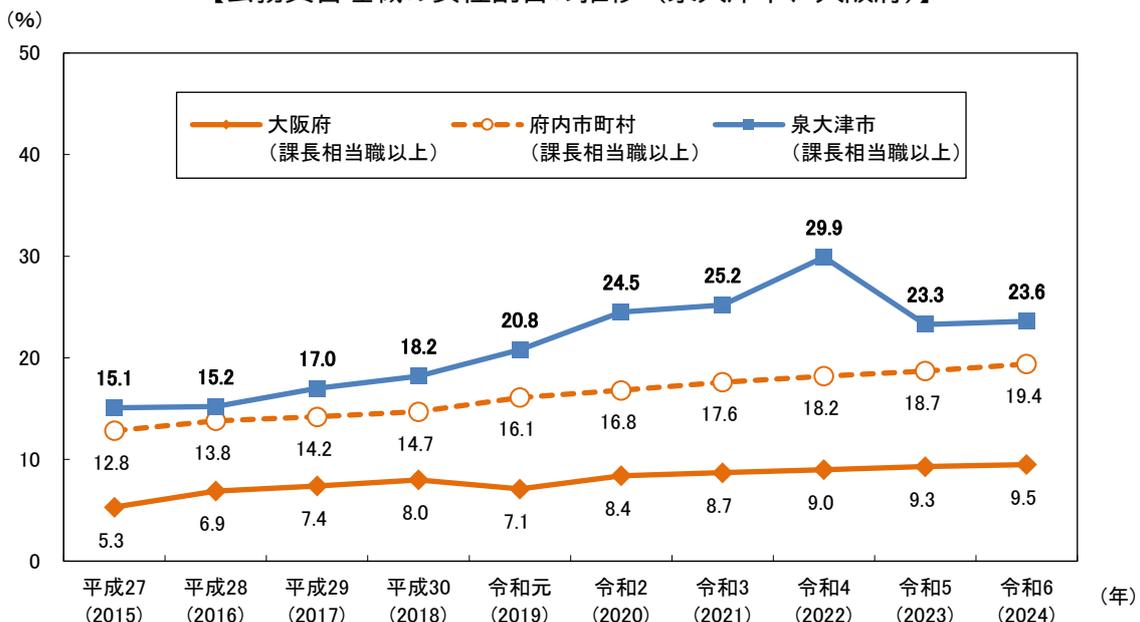
- 本市の審議会委員における女性割合は、2020（令和2）年以降、全国平均や府内市町村の平均と比べて概ね高い水準で推移していますが、第3次計画で掲げた目標値40%は達成できていません。
- 市職員の管理職の女性割合は、全国平均、府内市町村平均と比べて高い状況です。
- ➡近年、審議会委員における女性割合は低下傾向となっており、上昇に向けた取組が必要です。管理職割合は、職員の性別割合にできる限り近づくことをめざす必要があります。

【審議会等における女性委員割合の推移（泉大津市、大阪府、全国）】



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

【公務員管理職の女性割合の推移（泉大津市、大阪府）】



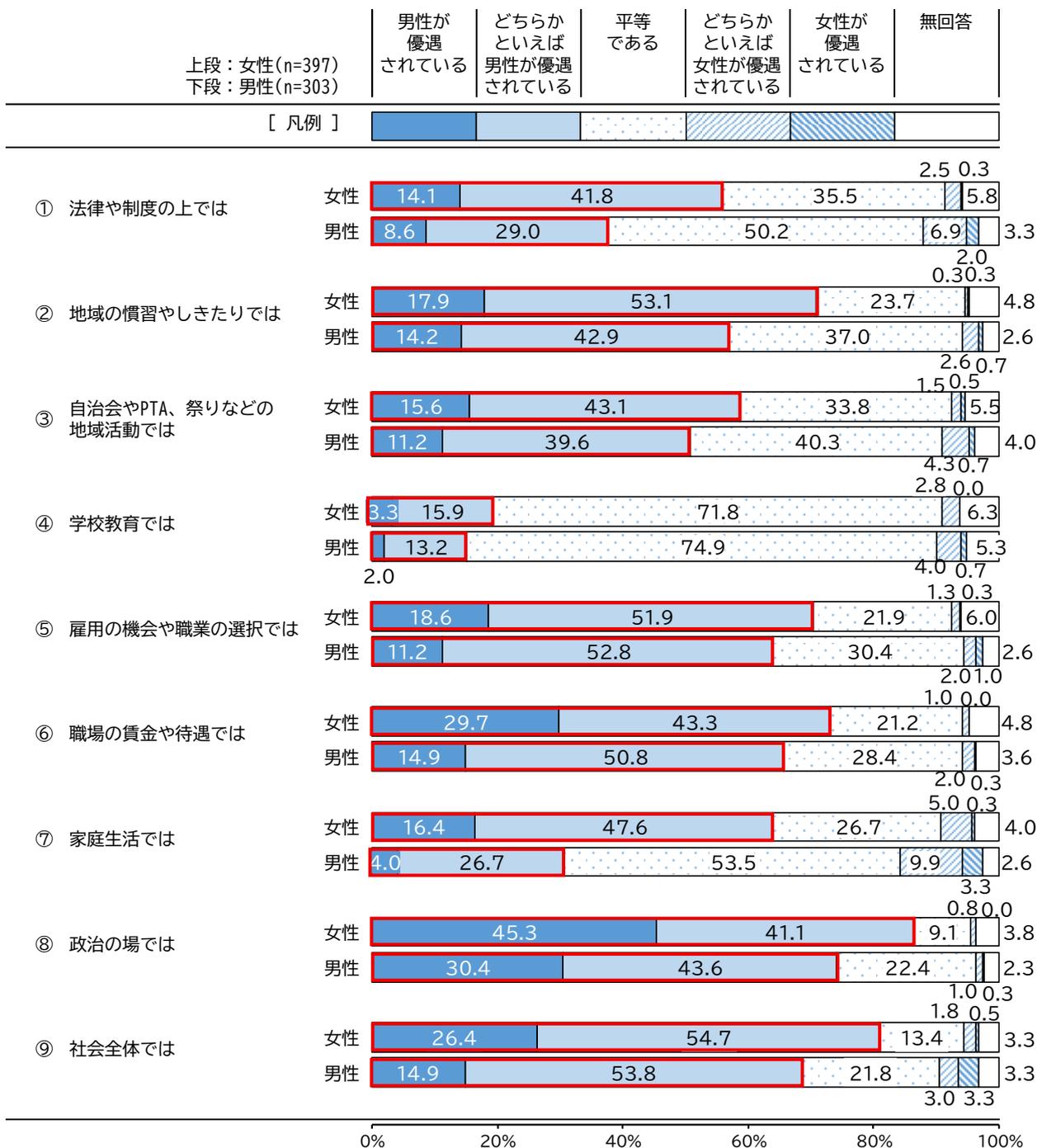
資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(5) アンケート調査からみる意識と実態

①社会における男女の地位の平等感

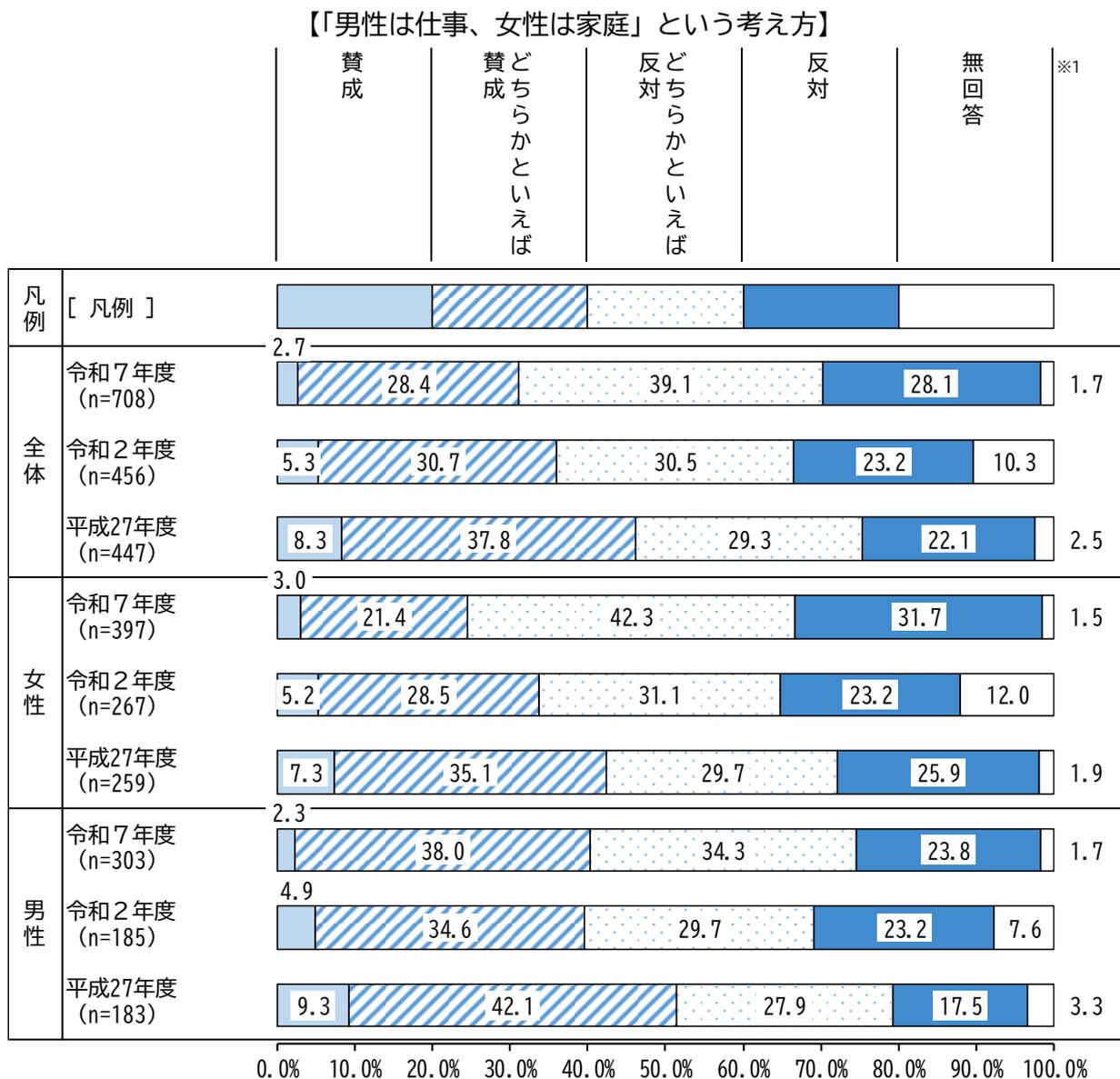
- 2025（令和7）年度に実施した「男女共同参画に関するアンケート」の結果から、社会の各分野における男女の地位の平等感をみると、男女とも「平等である」が半数を超えているのは学校教育のみとなっています。“男性優遇”（「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）の割合は、特に政治の場で高く、女性は9割近く、男性は7割以上となっています。社会全体でも“男性優遇”の割合が高くなっています。
- 性別では、いずれの分野も女性の方が男性に比べて“男性優遇”と感じている割合が高く、特に家庭生活では30ポイント以上の差があり、男女で意識差がみられます。

【男女の地位の平等感】



②性別役割分担意識

- 「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担に“反対”（「反対」「どちらかといえば反対」の合計）の割合は6割以上を占めています。また、男性に比べて、女性の方が“反対”が約15ポイント高く、男女の意識差が大きくなっています。
- 令和2年度、平成27年度調査と比べると、“反対”は調査ごとに増加しており、性別役割分担に対する意識の変化がみられます。

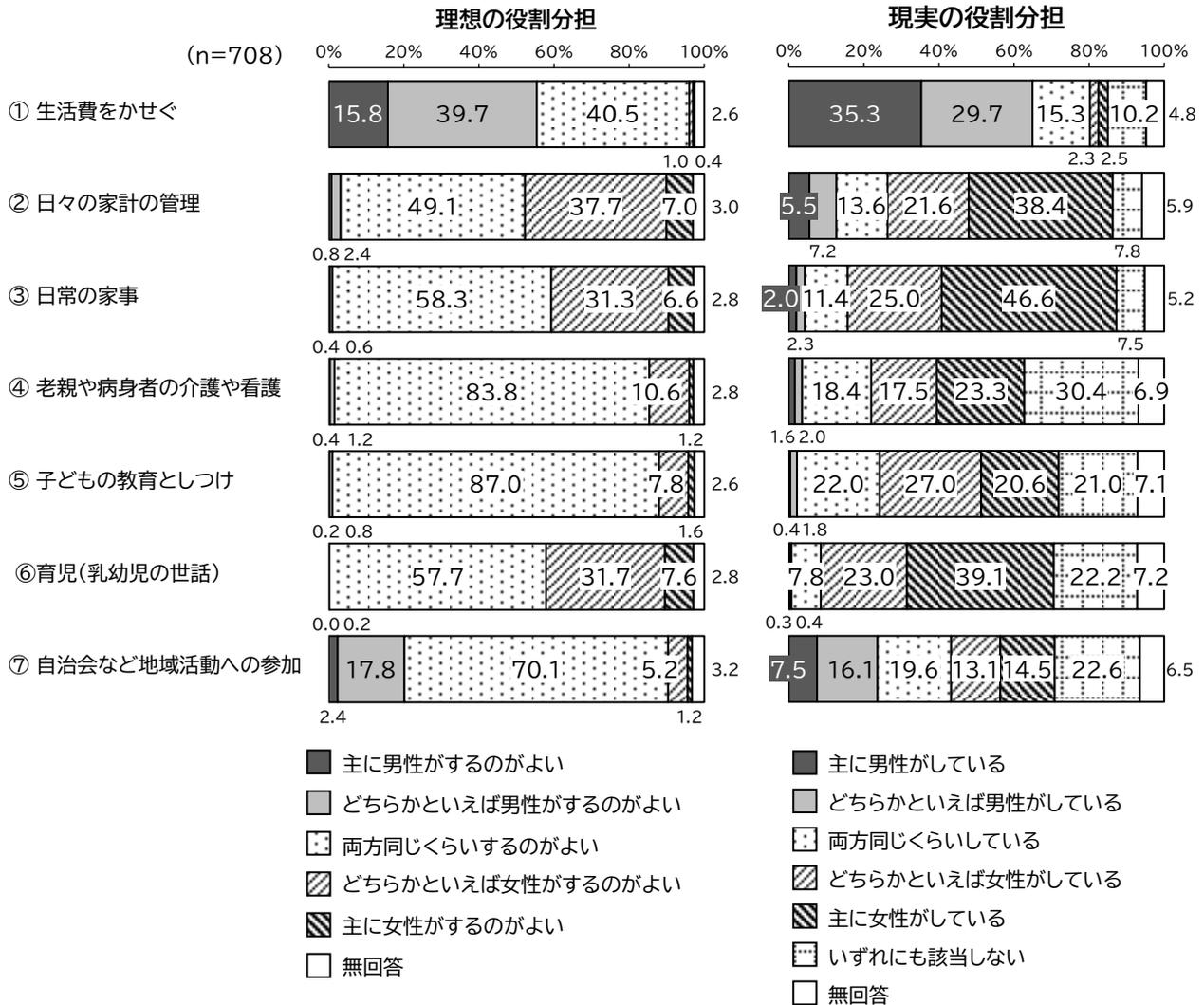


※1 過去調査の選択肢は「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」

③家庭における役割の理想と現実

- 家庭における理想とする役割分担については、すべての項目で「両方同じくらいするのがよい」の割合が最も高くなっています。一方で、現実では「生活費をかせぐ」は男性に、それ以外の家事や育児、介護等については女性に偏っている現状がみられます。
- 偏りの背景には、性別による賃金格差、育児・介護休暇の取得しやすさの違い、長時間労働が常態化している働き方などや、性別による役割分担が根強いことが考えられます。

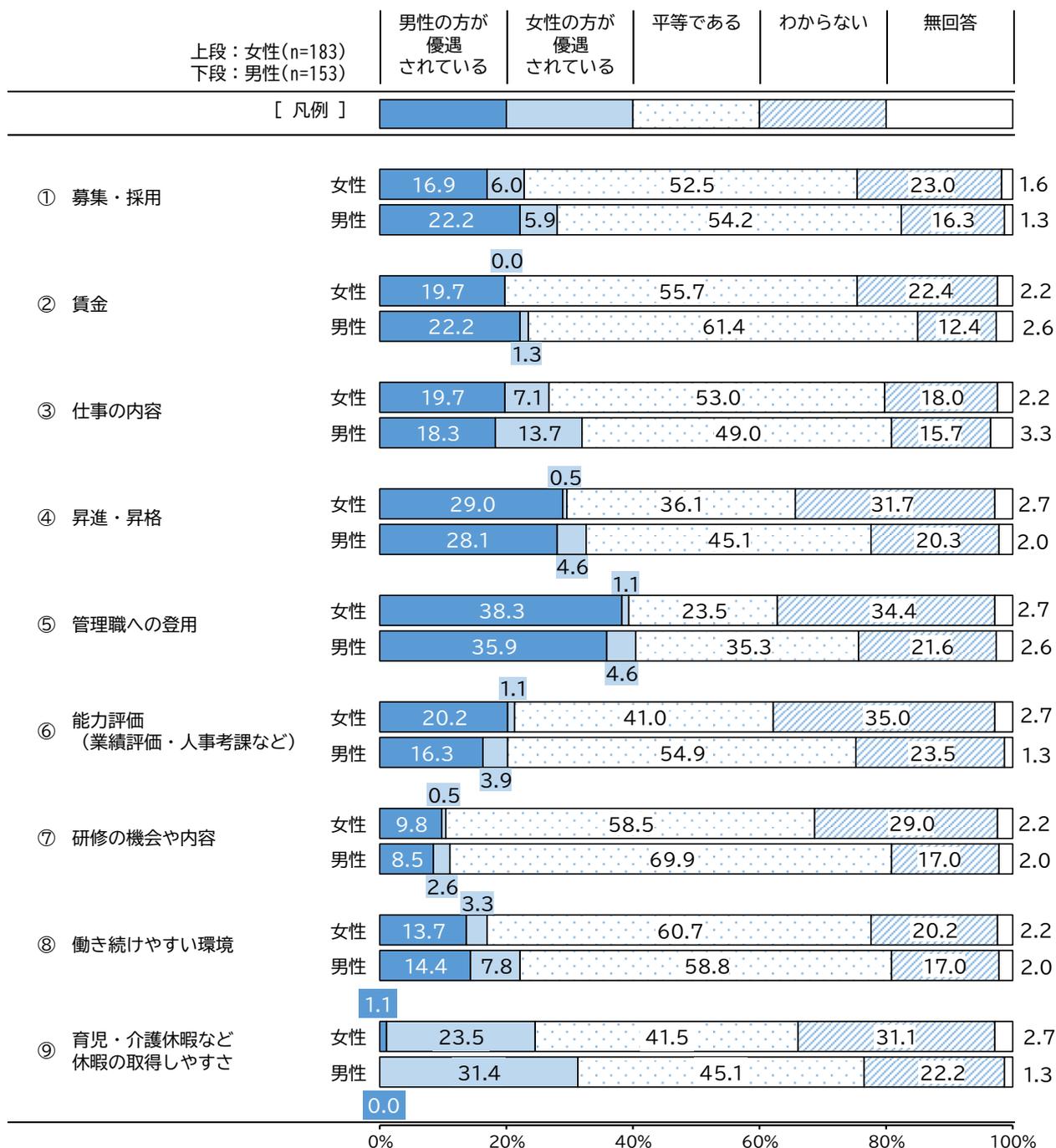
【家庭における理想の役割分担と現実の役割分担】



④職場における男女の平等感

●現在雇用されて働く人のうち、「男性の方が優遇されている」と感じる割合は、男女とも「管理職への登用」は3割以上、「昇進・昇格」は約3割となっており、女性のキャリア形成において依然として見えない壁が存在することが示唆されます。

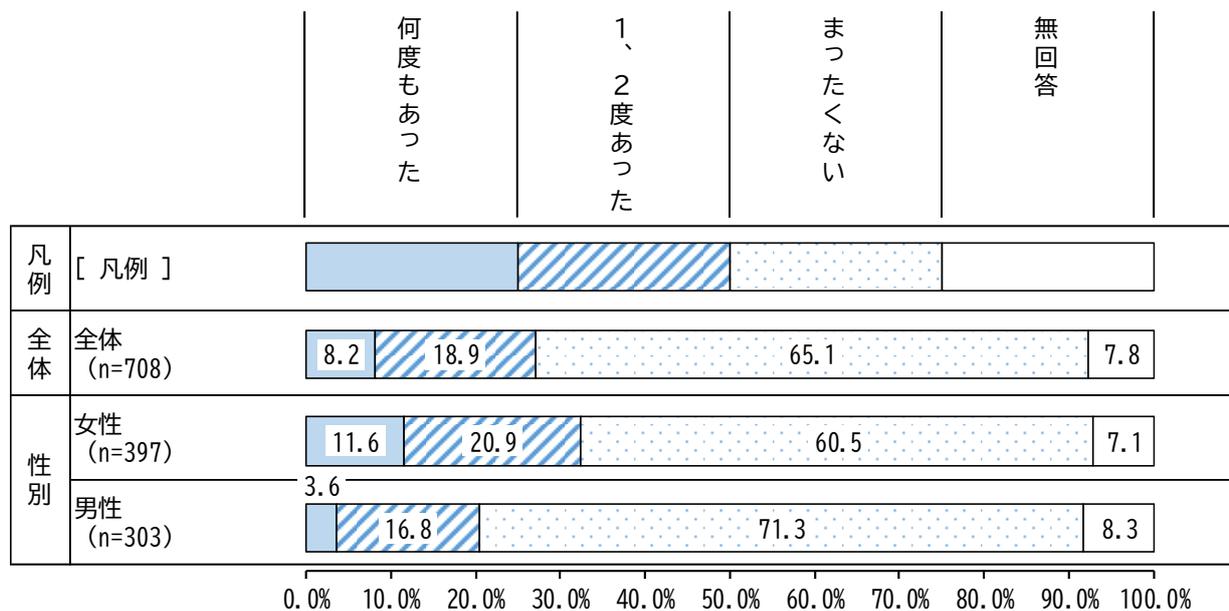
【職場における男女の平等感】



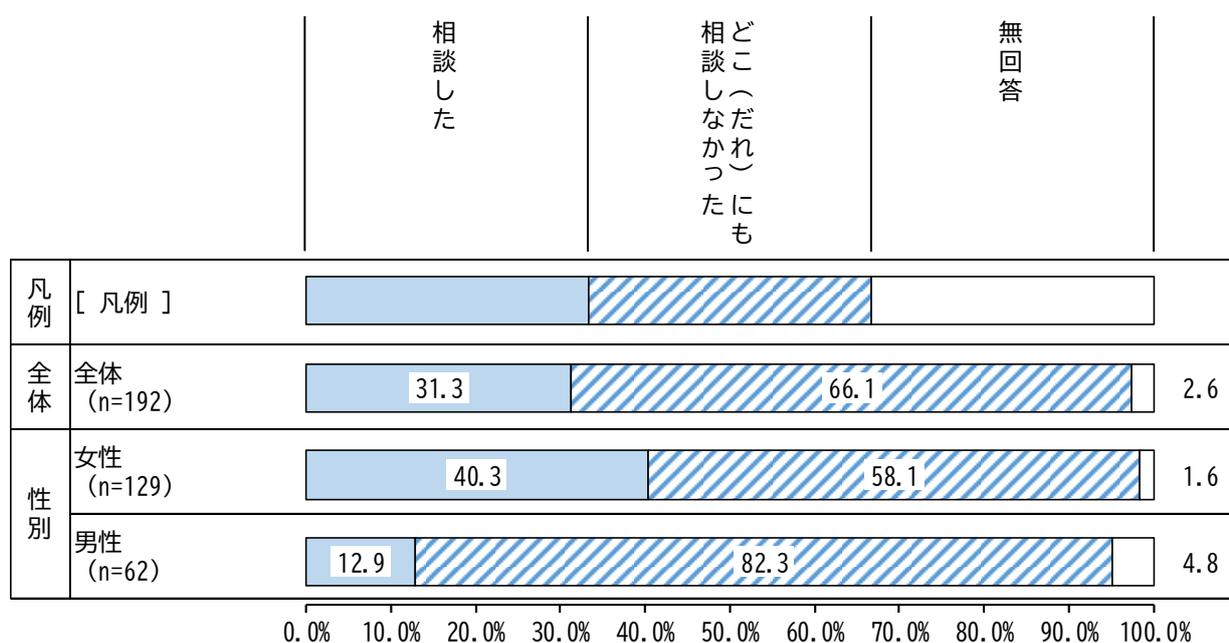
⑤暴力（ドメスティック・バイオレンス）について

- 配偶者・パートナー、恋人から暴力（DV）を受けた経験がある人（「何度もあった」「1、2度あった」の合計）は3割近くにのぼり、特に女性では3人に1人が被害経験があるという実態が示唆されました。
- さらに、被害経験者のうち6割以上が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しており、相談したくても相談できなかった人が一定数含まれると推測されます。
- 特に男性では誰にも相談しなかった人が多く、男性が相談しにくい社会的な風潮や、相談窓口が主に女性を対象としているというイメージが背景にある可能性も考えられます。

【配偶者・パートナー、恋人から暴力（DV）を受けたことがあるか】



【だれかに打ち明けたり、相談したか】



3. 第3次計画における本市の取組と課題

第3次計画における基本方向ごとの主な取組の評価と課題は次のとおりです。
(現在、取りまとめ中)

- (1) 男女共同参画社会実現のための意識づくり
- (2) 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- (3) 意思決定の場における男女共同参画の推進
- (4) あらゆる暴力の根絶
- (5) 安全・安心な暮らしの基盤づくり

4. 第3次計画における目標値の達成状況

□は目標達成

	指標名	策定時の値	中間年実績	現状値	目標値	
づくり 画社会 実現の ための 意識	家庭生活や職場、学校、地域において、男女が平等であると思う市民の割合 ※第4次泉大津市総合計画、基本施策「男女共同参画」における成果指標	61.3% (H26)	62.4% (H30)	58.7% (R6)	75% (R6)	
	「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思わない」と答えた人の割合	女性 55.6% 男性 45.4% (H27)	女性 54.3% 男性 52.9% (R2)	女性 74.0% 男性 58.1% (R7)	女性 60% 男性 55% (R7)	
	社会の慣習やしきたりにおける平等感について、「平等である」と答えた人の割合	12.8% (H27)	12.9% (R2)	29.2% (R7)	15% (R7)	
活の調和 男女共同 参画の 推進と 仕事と生	雇用の機会や職業の選択における平等感について、「平等である」と答えた人の割合	19.5% (H27)	20.6% (R2)	25.3% (R7)	25% (R7)	
	賃金や待遇における平等感について、「平等である」と答えた人の割合	13.9% (H27)	19.5% (R2)	24.0% (R7)	20% (R7)	
	家庭生活における平等感について、「平等である」と答えた人の割合	28.9% (H27)	34.0% (R2)	37.9% (R7)	40% (R7)	
	「育児休業を取った、あるいは、今取っている」と答えた就学前児童の父親の割合※次世代育成支援を進めるためのアンケート調査（平成25年実施）	4.7% (H25)	- -	1.0% (R5)	10% (R5)	
共同参画の 推進	基本方向3 定の場における男女 意思決	審議会等委員の女性割合	30.4% (H27)	35.1% (R2)	30.6% (R7)	40% (R7)
	女性委員のいない審議会等の割合	14.3% (H27)	18.5% (R2)	6.4% (R7)	0% (R7)	
る暴力の 根絶 あらゆる	基本方向4 DV防止法の認知度（内容も知っている人の割合）	31.1% (H27)	33.6% (R2)	17.1% (R7)	50% (R7)	
	交際相手や配偶者等からの暴力についての相談窓口を「1つも知らない」と答えた人の割合	14.5% (H27)	10.3% (R2)	10.5% (R7)	0% (R7)	
	DVを受けた際に、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた人の割合	40.7% (H27)	50.5% (R2)	66.1% (R7)	20% (R7)	

第3章

計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念とめざす姿

本計画は、「泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例」で定める7つの基本理念に基づき、市民一人ひとりが性別にかかわらず、仕事や子育て・家事・介護など、あらゆる場面で男女が互いを尊重し、ともに責任を担い、協力し合うことで、誰もが能力と個性を發揮できる社会をめざしています。

そのうえで、「第5次泉大津市総合計画」（2025年～2034年）の前期基本計画（2025年～2029年）における人権・男女共同参画分野の個別目標をめざす姿として設定します。

泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例における7つの基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②性別、性的指向及び性自認に関わらず、あらゆる人の人権尊重への配慮
- ③社会における制度又は慣行についての配慮
- ④政策等の立案及び決定への共同参画
- ⑤男女の生涯にわたる健康の確保についての配慮
- ⑥家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑦国際社会における取組への配慮

めざす姿

多様な価値観を理解し共感しあうことで、
一人ひとりの能力と個性を發揮し、
互いを尊重できるまち

2. 計画の施策体系

基本方向	施策	施策内容
基本方向1 男女共同参画 社会実現の意 識づくり	1) ジェンダー平等に 関する理解の促 進	①ジェンダー平等に関する情報発信と調査・研究の 推進
		②あらゆる世代に向けた学習機会の提供
		③性の多様性の理解と尊重
	2) 学校等におけるジ ェンダー平等教 育の推進	①こどもの人権尊重と多様な選択を可能にする教育 の推進
		②家庭におけるジェンダー平等教育の促進
基本方向2 あらゆる分野 で誰もが活躍 できる環境づ くり	1) 雇用の場における 男女共同参画の 推進	①事業所における女性の活躍推進に向けた環境整備 と取組の推進
		②職場におけるハラスメント防止
		③女性の就業支援
	2) 仕事と生活の調和	①仕事と家庭生活の両立支援の推進
		②事業所における両立支援の取組促進
		③多様な働き方の実現への支援
	3) 政策・方針決定の 場における女性 の参画促進	①審議会等への女性の参画の促進
		②市職員・教職員管理職への女性の登用の促進
		③地域における方針決定の場への女性の参画の促進
	4) 地域における男女 共同参画の推進	①地域活動の参加促進に向けた環境づくり
		②地域活動を行おうとする個人・団体への支援
	基本方向3 安全・安心な 暮らしの基盤 づくり	1) 困難な問題を抱え る人への支援
②生活に困難を抱える女性等への支援		
③貧困の連鎖を断つための支援		
④男性に対する相談支援		
2) ジェンダーに基づ くあらゆる暴力 の根絶		①ジェンダーに基づく暴力に関する啓発・教育の推 進
		②被害者の保護と支援の推進
		③被害者の自立のための支援
3) 生涯にわたる心と からだの健康保 持		①健康対策の推進
		②性に関する知識の普及と相談体制の整備
4) 防災に関する男女 共同参画の推進		①男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進
		②様々な人への配慮ができる災害時支援体制の構築

女性活躍推進計画

困難女性支援基本計画

DV防止基本計画

3. 計画の重点項目の設定

本計画では、3つの基本方向に基づいてさまざまな施策を推進していきますが、特に重点的に取り組んでいくものとして、以下の重点項目を設定します。

(現時点での重点項目の候補案として以下を検討し、市民意識調査や各ヒアリング調査結果等に基づいて、次期計画の重点項目を絞り込みます)

重点項目案① 地域活動における男女共同参画の推進

■基本方向2－施策4)－施策内容①

■基本方向2－施策4)－施策内容②

【課題】市民アンケート調査の結果で、「自治会やPTA、祭りなどの地域活動」における男性優遇感が、大阪府に比べて20ポイント以上高く、違いが際立っている。地域活動における意思決定への女性の参画が低い。

重点項目案② 暴力を容認しない社会意識の醸成

■基本方向3－施策2)－施策内容①

■基本方向3－施策2)－施策内容②

【課題】市民アンケート調査結果で、DVにあたる行為に対する認識が大阪府調査と比較して、低い。

重点項目案③ ジェンダー平等意識の醸成

■基本方向1－施策1)－施策内容①

■基本方向1－施策1)－施策内容②

【課題】市民アンケート調査結果で、性別や世代間でジェンダー平等意識のギャップが大きい。

重点項目案④ 家庭内の役割分担の偏りの是正

■基本方向1－施策1)－施策内容①

■基本方向2－施策2)－施策内容①

【課題】家庭内の役割分担で男女同じくらいを理想とする人が多いにもかかわらず、現実には性別による偏りが大きくギャップがある。

重点項目案⑤ 事業所における女性活躍推進の意識の醸成

■基本方向2－施策1)－施策内容①

■基本方向2－施策3)－施策内容②

【課題】市役所が女性活躍のモデル職場となり、性別にかかわらない人材育成と活躍の場の拡大を組織的にシステム化することで、市内事業所への波及効果により底上げを図る必要がある。



第4章

施策の内容



第5章

計画の推進

1. 計画の推進体制

- (1) 庁内推進体制の強化
- (2) 市民、地域団体等の連携
- (3) 拠点施設の整備・充実

2. 計画の進行管理



資料編